

「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業実施要領

(事業の目的)

第1条 「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、地域資源循環・環境保全型農業を推進するため、「BE KOBE 農産物」の取組み拡大や認知度向上等に資する機械・資材等の導入を支援する。

(事業内容)

第2条 次に掲げる機械・資材等の導入に係る経費の一部を補助する。

- (1) 地域資源循環・環境保全に配慮した農業の推進に資する機械・資材等（管理機用マルチャー・生分解性マルチ等）
- (2) 「BE KOBE 農産物」の認知度向上に資する出荷・PR 資材等（結束テープ・出荷袋等）

(事業実施の要件)

第3条 補助金交付を受けることができる者（以下、「事業実施主体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすもの又は特に市長が認めるものとする。

- (1) 神戸市内に住所を有する農業者（法人、農業者団体を含む）または神戸市内の農地で営農する農業者（法人、農業者団体を含む）であって、かつ、「BE KOBE 農産物運用規程」に基づき市に届出され、受理された者とする。ただし、本要領における「農業者団体」とは、代表者その他の事項について定めた定款または規約を有する組織であることとする。
- (2) 補助の対象品目については、「BE KOBE 農産物運用規程」に基づき市に届出し、市が受理した野菜（国の生産・出荷の統計で指定されているもの）、果樹、花卉（苗木を含む）、米、麦、雑穀とする。

(成果目標)

第4条 第2条の機械・資材等を導入する場合の成果目標は、原則として事業実施年度内に以下のいずれかを満たすこととする。

(1) 第2条の(1)の機械・資材等については、以下のいずれかを満たすこと。

ア 導入する機械・資材等を原則 10 日間／年以上使用すること

イ 導入する機械・資材等の普及・啓発に取り組むこと

（例：事業申請者が所属する出荷グループ等における情報共有・無償貸与 など）

ウ 事業実施主体が管理する農地（作業受託を含む）の1割以上において、導入する機械等を事業実施年度内から使用すること。

(2) 第2条の(2)の資材等については、以下を満たすこと。

ア 消費者に対する「BE KOBE 農産物」の認知度向上につながる取組み（イベント参加、販売店舗等でのキャンペーン等）を2回以上実施する。

(補助率及び補助金額)

第5条 第2条の事業については、総事業費の80%を上限とする。（いずれも審査により減額査定を行うことがある）

2 補助金額は、原則として1事業あたり25万円を上限とする。ただし、事業実施主体が第3条の要件を満たす農業者団体である場合は、1事業あたり100万円を上限とする。また、複数の農業者団体により構成される連合体であり、かつ、その事業内容が当該事業の目的を達成するために著しく効果があると認められる場合は、1事業あたり200万円を上限に、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助対象者の採択)

第6条 市長は、別に定める「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業公募要領に基づき補助対象者となる事業者を公募して、採択の可否を決定するものとする。

(事業の実施)

第7条 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）及び経済観光局農政関係所管補助事業等の交付に関する要綱の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

2 前条により事業採択された者（以下、補助事業者）は、期日までに次の書類を市長に提出しなければならない。なお、当該申請様式（公募要領に定める）は、経済観光局農政関係所管補助事業等の交付に関する要綱第7条の規定による申請内容の変更があった場合に準用する。

- (1) 補助金交付申請書 経済観光局農政関係所管補助事業等の交付に関する要綱（様式第1号）
- (2) 事業計画書 個人用（様式第2-1号）、団体用（様式第2-2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 導入する機械・資材等の設計書（見積書、カタログ等）
- (5) その他市長が必要とする書類

(重複申請の制限)

第8条 年度内に、事業実施主体は同一の補助対象品目で複数回申請することはできないものとする。

(導入機械等の管理)

第9条 補助事業者は、本事業で導入した機械等について、適正な管理及び効果的な利用に努めるものとする。

(事業の実績報告等)

第10条 事業実施主体は、事業の達成状況について、原則として事業実施年度末までに、次の報告書に必要書類を添えて市長へ報告を行うものとする。

- (1) 事業達成状況報告書（様式第4号）
- 2 市長は、事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業計画に定められた成果目標が達成されていないと判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、事業実施主体に対し、同条1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局局长（農政担当）が別に定める。

附 則 この要領は、令和 年 月 日から施行する。